

【入園申込みに関するQ & A】

Q 支給認定とは？

- A. 平成27年度より開始した、『子ども・子育て支援新制度』により、認定こども園・保育園などの教育・保育施設の利用を希望する際、お子様の教育・保育の必要性に応じて「支給認定」を受けることが必要となりました。「支給認定証」は、各施設を利用する資格証であり、お子様の支給認定区分（1号・2号・3号）、保育時間（保育短時間・保育標準時間）、認定事由（就労・求職活動等）、認定期間が記載されていますので、大切に保管願います。また、各種変更があった際には、新しいものと差替えになりますので、ご返却願います。

Q 入園希望施設への見学はできますか？

- A. 入園前の施設見学は可能です。開園時間や、保育内容は各園により異なります（公立施設は統一して同じです）。行事や、職員の状況によっては見学できない日もありますが事前に見学を希望する施設へ、電話連絡をしてからの見学をお願いします。

Q 申込をすれば第1希望に必ず入園できますか？

- A. 2・3号認定で入園申込みされた場合、各施設の申込人数が定員を超えた場合は、申込者一人ひとりの保育の必要性等を確認し、点数化した後、利用調整により入園の選考を行います。なお、先着順で入園が確定することはありません。
- つきましては、申込期間内に必要書類を明確に記入し、ご提出ください。（入園希望施設は第3希望まで必ず記入してください。）
- 第1希望の園に入園できない場合は、電話等で連絡させていただく場合があります。なお、第3希望施設まで記入いただいても、第2、第3希望の施設も定員を超えている場合は、ご希望に添えられない場合があります。その場合、空きのある施設をご案内させていただくことになります。

Q 求職活動中でも入園申込は可能ですか？

- A. 申込可能です。
- ただし、2号・3号での入園を希望される場合、保育の必要性の高い申込者が優先となるため、申し込み状況によっては、ご希望に添えられない場合があります。
- 保護者の求職活動中の事由により申込されるお子さんについての認定期間は3か月間とし、保育短時間（8時間保育）で認定します。認定期間内に就職された際は、「就労証明書」を提出してください。認定期間内（3ヶ月の間）にやむを得ず、就職できなかった場合、「求職活動実施状況報告書」を提出の上、再度支給認定の申請をしていただき、必要に応じて面談を実施します。（その後、3ヶ月毎に実施します。）
- ※家庭や就労状況の変化により、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定を取り消す場合があります。

Q 育児休業から復帰する際はいつから入園可能ですか？

- A. 育児休業より復帰される際は、復帰日の属する月の1か月前からの入園（保育短時間に限る）が可能です。また、復帰日の属する月の月初より、保育標準時間への変更が可能となりますので変更を希望される際は、各施設へ申し出てください。

Q 在園中に下の子を出産し、育児休業を取得する際、上の子は退園しないといけませんか？

- A. 下の子のために育児休業を取得する場合、上の子が既にこども園・保育園を利用している場合、朝来市においては、「産前産後より前から就労等を事由に長期的に園を利用している」及び「育児休業制度の期間終了後に復職が確約されている」場合に限りお子さんの退園後の急な環境の変化や、発達上保育を必要とする等の実情を考慮し、継続利用を認めています。ただし、育児休業中については、原則「保育短時間認定」での認定となります。

Q 認定区分の変更や時間区分の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

- A. 支給認定証の記載内容に変更がある場合（婚姻や離婚により、世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大きく変更した場合、認定事由に変更が生じた場合、認定区分を変更したい場合）、先述（P6 参照）の通り、各種変更に必要な書類の提出をお願いします。
認定区分・保育時間の変更を希望される際は変更希望月の前月 25 日までにこども園課に届くよう利用される施設へ必要書類を提出してください。（25 日が土日祝祭日の場合は別途応じます。）

※各家庭により事情はおありかと思いますが、提出期限に間に合わない場合は、翌々月からの変更となりますので、ご注意願います。

Q 各種証明は同時利用の園児がいる場合、コピー（写し）を使用することは可能ですか？

- A. 令和 4 年度から就労証明書他保育を必要とする証明が 1 家庭 1 枚の提出となります（2 人同時入園であれば父・母 1 枚ずつ）。医師からの診断書・在学証明については、これまで通り原本を 1 枚提出していただきますようお願いします。
ただし、同じ施設への入園の場合に限るため、別々の施設への入園を希望する場合はこれまで通り 1 人 1 枚証明をご提出願います。

Q 保育を必要とする証明の提出をしなければならない対象者はどこまでですか？

- A. 父、母、及び同居する 18 歳～70 歳の方の分の提出が必要となります。世帯分離をされていても、同居されている場合は、提出いただく必要があります。
なお、同じ敷地内にお住いであっても、建物が別の場合は、提出いただく必要はありません。

Q.3 号認定（3 歳未満）から 2 号認定（3 歳以上）に変わる際、再度申請は必要ですか？

- A. 再度手続きをしていただく必要はありません。3 号認定の終了日は満 3 歳になる誕生日の前々日までです。満 3 歳になったら、市より、「支給認定証（2 号認定）」を交付します。

【利用者負担額（保育料）に関する Q & A】

Q.保育料はどのように決まりますか？

- A. 利用者負担額（保育料）は市町村民税所得割額をもとに毎年決定します。
所得割額の計算は支給認定保護者及びその配偶者の課税額の合計額となります。
令和 7 年度の 4 月から 8 月分の利用者負担額（保育料）は令和 6 年度の市町村民税所得割額により、9 月から 3 月の利用者負担額（保育料）は令和 7 年度の市町村民税所得割額により算定します。

令和 7 年度	該当月	算定月	算定の対象となる年度
	4～8 月分	4 月	令和 6 年度(前年度)の市町村民税所得割額により算定
	9～3 月分	9 月	令和 7 年度(当該年度)の市町村民税所得割額により算定

Q 保育料は公立・私立によって違いますか？

- A. 朝来市内に住所を有する方についての利用者負担額（保育料）は、朝来市の利用者負担額基準表に基づき、市町村民税所得割額をもとに算定するため公立・私立を問わず、どの施設を利用しても同額になります。また、市外の施設を利用する場合も、朝来市の利用者負担額（保育料）となります。

Q 年度の途中で満 3 歳になり、3 号認定から 2 号認定になった場合、保育料はいつから無償化に変わりますか？

- A. 令和7年度の途中で満3歳になり、認定区分が3号から2号に変更になったとしても、令和7年度中の保育料は3号の利用者負担額（保育料）を納付いただきます。翌年度（3歳児クラス開始年度）より、無償化の対象となります。

Q 保育料の納付先はどこですか？

- A. 利用者負担額（保育料）の決定は朝来市で行いますが、保育料の納付先は、利用される施設によって異なります。

施設区分	市内施設	納付先
公立こども園	生野こども園・糸井こども園・大蔵こども園・東河こども園 竹田こども園・中川こども園・山口こども園	朝来市
私立保育園	あわが保育園・めばえのにわ保育園	
私立こども園	ひまわりこども園・枚田みのり保育園 やなせこども園・照福こども園	各施設

原則、口座振替で、公立こども園・私立保育園の場合は、翌月5日（5日が土日祝祭日の場合は翌営業日）に登録された口座より振替となります。私立こども園については、直接施設へお尋ねください。

Q 給食費の金額はいくらになりますか？

- A. 1号・2号認定児について、長期休暇の有無・土曜保育の有無により給食提供日数が異なり、また、おやつの有無も反映した結果、給食費は認定区分により異なります。
公立の場合、月額給食費は1号認定児：3,600円／月、2号認定児：5,200円／月となります。
私立のこども園・保育園は各施設により給食費を設定するため、施設により異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。
また、子育て施策の一環として、給食費の一部を朝来市が補助します。補助額は下記の通りとなります。

【公立施設】	給食費	補助額	保護者負担額
1号認定	3,600円	3,200円	400円
2号認定	5,200円	4,700円	500円

※上記の表は令和6年11月1日現在の金額であり、額が変更になる可能性があります。
補助額は公立・私立ともに同額です。月額給食費から補助額を引いた額を負担いただくこととなります。

Q 長期に欠席した場合、利用者負担額の免除はありますか？（3号認定児のみ）

- A. 児童が、疾病・感染症・入院の理由により、連続して開園日数の11日以上欠席した場合、欠席日数に応じて利用者負担額（保育料）を減免します。ただし、免除に申請については、保護者からの申請主義のため、申し出がない場合は免除対象外となります。また、申請される際には、医師の診断書（療養日数の記載されたもの）の提出が必要となります。

Q 第2子・第3子カウントはどのようにカウントするのですか？

- A. しおりのP9を参考にしてください。

Q 世帯の変更（婚姻・離婚）があった場合、保育料は変更になりますか？

- A. 世帯の変更があった際は必ず、こども園課へご連絡願います。変更になる場合は、届け出のあった翌月から変更となります。

※その他お尋ねになりたいことがありましたらこども園課までお尋ねください。

《こども園・保育園利用の申込・問合せ先》
朝来市こどもみらい部 こども園課
〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1
電話 079-672-4933 / FAX 079-672-4934